

平成22年度第3回東京都税制調査会  
議事録

日 時 平成22年11月26日(金)

場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6特別会議室

## 平成22年度第3回東京都税制調査会

平成22年11月26日（金）10:02～10:26

都庁第一本庁舎 33階南側S6特別会議室

【会長】 おはようございます。お忙しいところをご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から平成22年度第3回東京都税制調査会を開催いたします。

それでは、審議に入ります前に、当調査会の委員に異動がございましたので、事務局から紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【税制調査担当部長】 それでは第1回調査会以降に当調査会の委員にご就任された委員をご紹介申し上げます。

東京都市長会会長の北川委員でございます。

【委員】 皆さん、おはようございます。八王子市長さんの後を引き継ぐことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【税制調査担当部長】 委員の紹介は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。今回は、先日の第2回調査会に引き続き、今年度の中間報告（案）につきましてご審議をお願いいたします。前回の委員の皆様のご意見等を踏まえ、案文を修正しております。これらの修正については、後ほど事務局から説明をしていただきますが、こうした修正以外に私と事務局で相談の上、修正させていただいた箇所もございますので、初めに説明させていただきます。

11月16日の前回の総会以降、国において国庫補助負担金の一括交付金化について動きがございました。一括交付金化について、改革の方向性が議論され、その中で地方交付税との統合や地方の財源として移譲することなどが示されております。地方の財源として、移譲されることについてはあるべき姿でございますので、問題はないかと思いますが、地方交付税と統合され財政調整の手段とされることになれば、本来の目的から離れ、都としては到底受け入れられないものになるのではないかと思います。また、総額の合理化についても今後検討されるべきこととされております。

このような国の動きについて、都の立場から見ればものを申していかなければならないのではないかと、私と事務局で相談し、案文を修正させていただきました。

お手元の18ページの下線部分になりますが、「財政調整や国庫補助負担金の総額削減の手段として使われることはあってはならず」といった表現を追加しております。この点を含めて、またご審議していただけたらと思います。

その他の修正につきましては、これから事務局から説明をしていただきます。では、事務局よろしくお願いいたします。

【税制調査担当部長】 それでは、私から中間報告（案）の修正についてご説明させていただきます。恐縮ですが、着席して説明させていただきたいと存じます。

前回の調査会において、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、案文を修正しております。

恐れ入りますが、先ほども使いました「資料2 東京都税制調査会中間報告（案）」の3ページをお開きいただきたいと思います。「1 分権の推進」の部分ですが、地方がより主体的にその役割を主張していく

という「地方主権」の考え方を打ち出していくべきであるとのご意見がございました。これを受けて、下線部分にございますように、修文したものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどになりますが、消費税の逆進性については、「生涯税負担として、必ずしも逆進的ではないという議論もあるのではないか。また逆進性については、消費課税だけでなく、税制全体の議論を深めるべきではないか」とのご意見がございました。ご意見の趣旨を受けまして、下線部分を追加したものでございます。

また、同じ見開きのところになりますが、14ページから15ページにかけての部分、「消費税の低所得者への配慮として、給付付き税額控除を実施する場合、納税者番号制度の導入が必要であり、番号制度について議論を深めることが重要である」とのご意見がございました。ご意見の趣旨に沿って、下線部分を追加したものでございます。

それから、恐縮ですが、26ページをお開きいただきたいと存じます。26ページから27ページにかけての部分でございますが、電力にかかる温暖化対策税について、「消費段階に対する課税については、CO<sub>2</sub>排出抑制効果とともに、税制抜本改革において消費税・地方消費税の充実が求められる中、税体系のあり方の観点からも慎重に検討すべきである」とのご意見がございました。このご意見の趣旨に沿って、下線部分を追加したものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと存じます。温暖化対策税の最後の部分になりますが、温暖化対策における温暖化対策税の位置づけ、あるいは今後の導入に向けての課題の整理について、「我が国全体だけでなく、都における整理を進めることも必要である」との意見がございました。ご意見の趣旨に沿って、下線部分を追加したものでございます。

それから、最後になりますが、40ページをお開きいただきたいと存じます。中ほどになりますが、固定資産税の資産評価について、「複雑でコストも要していることから、簡素で納税者にわかりやすい仕組みとなるよう、そのあり方について検討が必要である」とのご意見がございました。ご意見の趣旨に沿って、下線部分を追加したものでございます。

修正に関する私からの説明は以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明を含め、中間報告（案）の全体について、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。新たに委員に加われました〇〇委員と、それから〇〇委員は公務の関係でなかなか小委員会に出られなかったと思いますので、お2人には後ほど、皆さんのご意見が出てからでも、また最初からでも結構ですので、ご意見、あるいはご質問等のご発言をお願いしたいと思っております。

それではどなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。特別委員の先生方から頂戴した、貴重なご指摘や有益なご意見等については、事務局でできる限り反映をさせていただく努力をしてくださったのではないかと考えておりますが、まだ少し加筆が必要だというところがございますら、それも含めまして、よろしくお願ひいたします。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、〇〇委員、〇〇委員にそれぞれ一言でも構いませんので、ご発言をお願いいたします。

では、〇〇委員よろしくお願ひいたします。

**【委員】** 今年3回目でございますけれども、私は初めてでございます。日ごろからこの税制というのは非常に国あるいは自治体として基本的なことでありますので、税制のあり方を考えた場合に、やはり国の税制と地方の税制、いろいろあるわけでございます。法律は国で決めるわけでございますが、昨今、非常に社会経済が複雑多岐にわたってきておりますので、税制もなかなか複雑多岐になるのはある面いた

しかたないようには思えますけれども、私は市民の立場から考えますと、なるべく簡素な形に持っていただきたいと思います。行政とすれば、今日の状況でありますから、常に簡素で効率的な行政運営に心がけているわけですが、そういう面からいきますと、国も地方も簡素で効率的な行政運営もしていかなければならない。政策もそういう形にすべきではないかと、日ごろから私見ではございますけれども、感じておるところでございます。税制につきましても本当にわかりやすく、簡素な形であってほしいと思っております。もちろん、昨今の社会経済状況の変化、特に大きな問題では景気の問題、あるいはまた環境の問題が言われており、この関係につきましては大変重要なことでもありますので、ここで意見を述べることは必要なことではないかと感じております。細かいことにつきましては、今までどういうご議論があったかわかりませんが、やはり国と地方の役割分担論と、そしてあり方と現実の姿、この調和をいかにしてやっていくかをまとめていくことは非常に難しいことと思います。やはり私は本来、自治体とすれば、国、地方と分けた場合に6対4という税の入り口論、出口論では逆に4対6、それを当面は5対5にしていくという議論があるわけですが、そういう方向で少しでも仕事の多いところに税制を充実させていただかなくてはならない。そういう意味においては、やはり地方税財源の充実が非常に重要なことであると思います。

今、一方で国も地方も借金を抱えていますけれども、この借金の残高は国、地方あわせて、862兆円になるということですから、これはこれでやはり一定の方向性といえますか、単年度でやることは無理なことでありますので、50年、100年という長いスパンで、こういう問題を少しでも解決していく道筋を立てていくことが大切ではないかと感じているところでございます。所感を申し上げておきたいと思えます。

【会長】 貴重なご意見ありがとうございました。それでは、〇〇委員、何かご感想等ありましたら。

【委員】 こういった形で丁寧におまとめくださりましてありがとうございました。あまり小委員会にも出席することが、公務の関係でできません、ご迷惑をおかけしました。

ただ、時々、小委員会に対してメモという形で意見を入れさせていただきましたので、そういったところは配慮していただけたのかなと思っております。今回、最終的にぎりぎりまで調整をしてくださっているのですが、1点気になっていることとして、税務行政のあり方の問題があります。小委員会で、徴収一元化の問題で議論したことがありますが、今回の修正の話についても、例えば給付付き税額控除の問題ですとか、消費税の逆進性や、納税者番号制の問題など、やはり厳密に公平さを追求しようと思うと、非常にきめ細かな制度になり、なかなか簡素ではなくなりますし、執行上のコストも非常に膨大なものになる。そのように考えたときに、税務行政のあり方として、だから一元化なのか、あるいは徴収体制というものをしっかり充実できるような人員の確保ですとか、体制を整備するという制度設計を別途考える必要があるのかと。そのあたりのところについて、今後の検討課題ということで考えていくことが必要なのではないかなと思ったところでございます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、平成22年度東京都税制調査会中間報告について、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

ただ今、ご承認いただきましたので、原案どおり決定させていただきます。この中間報告(案)につきましては、後日、(案)をとった正式なものを事務局から皆様にお送りいたします。ここで事務局を代表し

て、主税局長から委員の皆様へ一言ご挨拶がございます。主税局長、よろしくお願ひいたします。

【主税局長】 事務局として、一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

ただ今、会長からのご発言もございましたように、今年度の中間報告を取りまとめでいただきました。ちょうど今、国では来年度の税制改正が審議中でございますし、抜本的な税制改正については景気動向などもあって、これからという時期でございます。そういう中での取りまとめということで、タイミング的には良くもあり、なかなか難しい時期でもあると思ひますけれども、委員の皆様には本当に心より感謝を申し上げたいと思ひます。

特に、会長には全体調整などいろいろな面でお力添えをいただきました。ありがとうございます。また〇〇副会長をはじめ、小委員会の先生方には何回にもわたって、専門的で詳細なご検討をいただきました。さらに、〇〇副会長をはじめとする特別委員の先生方には、幅広い観点からご指摘をいただき、改めて御礼を申し上げたいと思ひます。

私ども、主税局としましてはこの中間報告を踏まえまして、国に対する必要な要求はしっかりと行ってまいりたいと考えております。また、温暖化対策税などにつきましては、都政における政策的な位置づけ、効果などについてよく整理をして、これからの都の政策づくりに役立てていきたいと思っております。ご尽力を願えればありがたいと思ひます。

来年度は最終的な答申の年度に当たります。委員の皆様にはご多忙とは存じますけれども、引き続きご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【会長】 どうもありがとうございました。最後に、私から皆様へ一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

委員の皆様には、とりわけ小委員長と分科会長には、今回の中間報告取りまとめにつきまして、多大なご支援をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様には心からお礼を申し上げたいと思ひます。

また、副会長それから特別委員の皆様には、前回の総会にて非常に貴重なご指摘と建設的なご意見を頂戴いたしましたことに、深く感謝申し上げます。そして、局長をはじめ事務局の皆様にも、非常に難しい調整を含め、いろいろご協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、この調査会は昨年度より新しい期をスタートさせまして、社会の持続可能性を高めることを基軸にして、分権、これは分権と云うていいのか地域主権と云うていいのか、そこはいろいろ前回もあったわけですが、分権と環境という二つの視点から、税制のあり方について検討を進めてまいりました。

ご案内のとおり、現在、少子高齢化やグローバル化の進展など、日本の社会経済の構造変化に伴って、社会のあり方についても、多様な価値観やニーズを重視するものに変容してきているのではないかと思ひます。こうした中で、日本の社会の持続可能性を高めていくためには、それぞれの地方自治体が住民の意思に基づいて、地域の実情に即して、その活力を増進していくことが求められており、そういう意味で各自治体が自主的かつ自立的に財政あるいは行政を運営していくことが、今、〇〇委員からご指摘もあったと思ひますが、期待されて、求められているのではないかと思ひます。

そういう点で、非常に難しい局面であることはご承知のとおりだろうと思ひます。加えて、温暖化の問題、こういう環境問題の深刻化への対処も喫緊の課題でコンセンサスが得られているのではないかと思ひます。そうした課題に取り組むに当たって、東京都はやはり、地方における極めて大きい存在として、東京都のことだけではなくて、地域全体の立場やそれからグローバルな状況を踏まえて、そのメッ

セージを発信していくことが期待されています。当調査会においても、その一翼を担うべく、そうした諸課題の解決に向けて、税制の面からどのような貢献ができるのかということについて、検討してきていると私は認識しております。

特に、分科会長を中心にして、昨年度から引き続きおまとめいただいた温暖化対策税については、地球温暖化へ対処するというグローバルな課題に対して、地域の立場から、あるいは地域の観点からその対応策を発信していく試みであったのではないかと思います。今年度の中間報告に盛りこまれた、温暖化対策税については、現時点でさまざまな景気動向もございますし、それから国の動きや東京都だけが動くことがいいのかどうかということ等いろいろあって、現段階では、今後まだまだ詰めていかなければならない事項、検討事項が残されているのだらうと思いますが、昨年度に引き続き、地方からグローバルな問題へどういう取組みをしたらいいのかという提言が、この中間報告の中でできているのではないかと考えています。

そのほかにも、各委員のご指摘がございましたように、さまざまな検討課題があり、時間が限られている中で、議論が詰め切れなかったところもあったでしょうし、それから結論として取りまとめるにはもう少し慎重であるべきではないかということで、結論に至らなかった点もあったと思います。

そうした点も含めまして、先ほど局長からもお話がございましたように、来年度、最終答申でございますので、その答申において、税制全体のグランド・デザインについて、議論を深めて取りまとめをしていけたらと、考えております。つきましては、委員の皆様には、今後とも何分ご協力をよろしくお願い申し上げます。

少々長くなりましたが、私からの挨拶とさせていただきます。どうもいろいろありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第3回東京都税制調査会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

— 了 —